

# 平成27年第3回定例教育委員会

平成27年3月30日(月) 午後2時2分

江別市教育庁舎 大会議室

出席者	委員長	長谷川 清 明	説明員	教育部長	齊 藤 俊 彦
	委員	上 野 聡 志		教育部次長	渡 部 丈 司
	委員	郷 早 見		学校教育支援室長	
	委員	橋 本 幸 子			苺 谷 正
	教育長	月 田 健 二		総務課長	大 村 勇 二
				総務課参事	三 富 一 義
				学校教育課長	伊 藤 忠 信
				学校教育支援室参事	
					浦 田 和 秀
					金 子 武 史
				給食センター長	福 井 洋 春
				対雁調理場長	鈴 木 正 春
				生涯学習課長	岩 渕 淑 仁

生涯学習課主幹	佐々木 倫 子
情報図書館長	原 田 昭 彦
郷土資料館長	小 林 則 幸
総務課総務係長	近 藤 澄 人
記録員 傍聴者	なし

## 1 報告事項

- (1) 平成27年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 第7期江別市社会教育総合計画の最終評価について
- (3) 第4期江別市スポーツ振興計画の最終評価について

## 2 審議事項

平成27年議案第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の制定について

平成27年議案第10号

江別市教育委員会教育長の職務代理に関する規程を廃止する規程の制定について

平成27年議案第11号

江別市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

平成27年議案第12号

江別市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程の制定について

平成27年議案第13号

江別市立学校に勤務する教育委員会職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の制定について

平成27年議案第14号

江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

平成27年議案第15号

第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について

平成27年議案第16号

江別市少年育成委員の補欠委員の委嘱について

## 3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 平成27年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録

長谷川委員長	<p>(開会)</p> <p>それでは、ただいまから、「平成27年第3回定例教育委員会」を開会いたします。本日の議事日程は配付のとおりであります。</p> <p>会議に先立ち、本日の会議録署名人を郷委員さんをお願いいたします。</p> <p>また、議案第9号及び第10号の2件、そして、議案第11号及び第12号の2件につきましては、それぞれ関連がありますことから、一括説明・一括質疑として進めてよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>そのように確認いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>1の報告事項(1)に入る前に、前回の定例教育委員会で回答が保留となっている「江別市スポーツ振興財団が開催するスポーツ教室の実施状況」につきまして、岩渕生涯学習課長答弁願います。</p>
岩渕生涯学習課長	<p>2月の定例教育委員会でご質問がありました、スポーツ振興財団で開催するスポーツ教室の実績についてご説明いたします。</p> <p>本日お配りしました資料をご覧ください。</p> <p>この資料は、平成25年度のスポーツ教室の実績で、左から、教室名、対象、事業計画の定員人数、実績人数、計画と実績の比較、備考欄に開催会場と実施曜日等を掲載しております。</p> <p>33事業のうち、計画の人数と同数及び上回っている教室は21教室、下回っている教室は12教室でした。</p> <p>合計で見ますと計画の1,800人に対し実績は1,953人で、153人上回る結果となっております。以上です。</p>
長谷川委員長	<p>ただいまの件につきまして、質問等がございましたらお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本件については終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
斎藤教育部長	<p>それでは、1の報告事項(1)「平成27年第1回江別市議会定例会の一般質問について」の報告を求めます。斎藤教育部長お願いします。</p> <p>平成27年第1回江別市議会定例会の一般質問・答弁要旨についてご報告いたします。教育委員会関係分は、3月6日、9日、10日の3日間で、4名の議員から一般質問がありました。</p> <p>はじめに、石田議員から、江別市における美術館の設置についての質問があり、まず、美術館を江別市に設けることについて、答弁としては、「美術館の役割は、大別すると、芸術性の高い作品を収集して市民に鑑賞してもらうことと、市民レベルでの芸術文化活動の発表の場を提供することの2つがあり、前者の役割を市町村立美術館が担う場合は、独自のコンセプトで地域特性や風土に根ざした作品の展示を行うことが特徴で、本市においては、セラミックアートセンター内に、陶芸家・小森忍の記念室を設けている。また、発表の場を提供する後者の役割では、本市の場合、市民要望を受け、グレードの高いギャラリーとしてセラミックアートセンターの企画展示室を提供しているところである。新たな美術館建設については、地域に根ざし、市民全体が共有できるコンセプトが必要となることから、将来に向けた研究課題と考えている。」と答えています。</p> <p>次に、アートによるまちづくりの推進についての質問には、「本市においても、芸術作品を屋内外に展示しており、例えば江別駅前の本町通りの街路灯には、陶芸作品を展示しており、四季のみちや公共施設にも彫刻などの様々な芸術作品が展示されている。各公民館のギャラリーは、市民レベルの芸術を介した交流の場となっており、セラミックアートセンターの企画展示室は、陶芸に限らず、絵画・書道・写真など、より高いレベルの芸術作品の展示会が開催できる施設として提供している。教育委員会としては、市内に点在する芸術作品や文化施設を核として、様々な芸術文化活動が活発に行われるとともに、こうした芸術作品を広く紹介していくことは、まちづくりを進める上でも望ましいことから、今後とも、PRに努め、全市的な取組みとしてまいりたい。」と答えています。</p> <p>これに対して、石田議員から、2点目の質問について、芸術は広く地域の活性化につながることから、いろいろな分野に波及効果のあるアートによるまちづくりについての考え</p>

斎藤教育部長

方を問う再質問があり、答弁では、「教育委員会としては、芸術を通じて市外からの観覧者を増やしてはどうかとの提言の趣旨をふまえ、市庁舎や水道庁舎前にある著名な作家によるブロンズ像をはじめ、市内に点在する芸術作品の情報を掲載したマップを作成する等、PRに努めてまいりたい。」と答えています。

次に、坂下議員から、小中学校の空き教室等、教育所管施設の活用を推進することに関連して、4点の質問があり、まず、空き教室の概念の整理等についての答弁では、「文部科学省では普通教室のうち、クラスルームとして利用していない全ての教室を余裕教室と定義しており、教育委員会でも、この定義に基づき平成18年に『江別市立小中学校の余裕教室活用方針』を策定しているが、余裕教室のうち、学習目的で使用されていない教室が、いわゆる『空き教室』に該当するものと考えている。児童生徒数は減少傾向にあるものの、近年は特別支援学級を新設していることから、余裕教室はさほど増加しておらず、現在105室ある市内小中学校の余裕教室のうち『空き教室』に該当するのは18教室であるが、いずれも、教材教具室や相談室、各種会議室などに使用されている。教育委員会としては、児童生徒数の減少などから、学校で使用されない教室が生じた場合には、再び教室が不足することのないよう配慮したうえで転用についても検討してまいりたい。」と答えています。

次に、空き教室を保育施設などに活用することについての質問には、「余裕のある学校施設が地域での交流などに使われることは、望ましいことであり、これまで、大麻西小学校のミニ児童館や江別小学校の柔道室及び発明教室などを開設し、地域に開放してきたほか、現在建設中の江別第一小学校の放課後児童会や江別太小学校の学校図書館についても、同様の趣旨により地域に開放することを計画している。その他の既存校でも、今後、児童生徒の安心・安全を十分に確保したうえで、学校施設の構造上の課題等もクリアできる場合には、学校教育に支障のない範囲での転用を検討してまいりたい。」と答えています。

次に、教員住宅を市民に提供することについての質問には、「教職員住宅は、教職員の定期的な異動のために用意された施設であるが、昨今の利用状況を踏まえ、平成24年度に中央町の教職員住宅を廃止し、今後は、市内の住宅事情を考慮しながら、建築後40年を経過している大麻栄町の教職員住宅3棟を順次、統合縮小していく方針である。萩ヶ岡の教職員住宅を市民に提供してはどうかとの質問であるが、萩ヶ岡の教職員住宅は、新耐震基準に適合している唯一の住宅であり、当面は統合後の受け皿として入居率の向上に努めていく考えなので、市民の利用に転用することは難しいと考えている。」と答えています。

次に、学校給食センターの今後についての質問には、「センター調理場を建設した平成13年当時の給食数は13,600食ほどだったが、現在は、約1万食となっている。かつては、昭和49年に建設した対雁調理場についても建て替えを視野に入れていたが、その後、児童生徒は減り続け、近年は毎年300人前後が減少しており、現在のペースでいけば、今後6～7年で給食提供数は、センター調理場の調理能力である8,000食以内となることが見込まれる。教育委員会としては、対雁調理場の今後のあり方については、児童生徒数の推移や施設の老朽化、給食配送の課題など総合的な観点から、より具体的に検討を進めていかなければならないものと認識している。」と答えています。

これに対して、坂下議員からは、3点目と4点目について、再質問があり、まず、教員住宅を市民に提供することに関連しては、単身ニーズとのずれがあるのではないかと、という点と、萩ヶ岡の教職員住宅を1棟に集約した場合の市民活用の考えを問う質問があり、答弁では、「近年は各棟に余裕があることから入居者の決定にあたっては、勤務校までの距離など地理的条件を考慮して、対応しているところである。また、萩ヶ岡の教職員住宅を1棟に集約した場合の市民活用の考えについては、先程も答弁したとおり、大麻栄町の教職員住宅は、老朽化しているものから順次、統合縮小していく方針であり、萩ヶ岡の教職員住宅は、その集約の受け皿と考えていることから、市民の利用に転用することは難しいものと考えている。」と答えています。

次に、学校給食センターの今後に関連して、2か所の調理場を統合した場合の費用の効果を問う再質問には、「食数が8,000食となった場合におけるセンター調理場1か所での精密な試算は難しい面があるので、平成27年度予算でおおまかに計算した場合、対雁調理場のボイラー保守をはじめとする施設設備管理委託料、ボイラー燃料費などの経費

約2千万円が不要となるほか、実際に統合となった場合はさらに食数減に伴う人件費等の減が加わることになる。」と答えています。

次に、宮川議員から、子育て環境の充実に関連して、図書館に赤ちゃんタイムを導入することについての質問があり、答弁では、「情報図書館では、児童コーナーと一般コーナーとが離れたレイアウトとなっており、おはなしコーナーや赤ちゃん向けの絵本、育児書も揃えるなど、子育て世代の親子が気兼ねなく利用できるよう配慮してきている。

これまで特に赤ちゃんタイムを設定してはいないが、本館や各分館で曜日と時間を定め毎週、絵本の読み聞かせやお話し会を開催する際に、毎回多くの子育て世代の親子が参加し、館内に子どもの声や足音が響くこともあるが、特に苦情はなく、他の入館者にも理解いただいているものと認識している。教育委員会としては、子育て世代の親子を含めすべての方が情報図書館を快適に利用いただけるよう、今後とも配慮してまいりたい。」と答えています。

次に、干場議員から、子どもの居場所づくりについて、ほか2件の質問があり、まず、1件目の子どもの居場所づくりに関連した、大麻公民館の活用についての質問には、「大麻公民館のロビーは公民館利用者の休憩や地域住民の憩いの場として活用され、併設する市民文化ホールロビーも、明るく快適な空間であることから、利用予約が入っていない場合には、開放している。子どもの過ごしやすい環境の整備に努めるべきとの質問であるが、公民館等のロビーは、市民が気軽に利用できるスペースであり、子どもたちから高齢者まで、幅広い年代の方が使いやすく快適に過ごせるよう、今後も、広く市民の意見を参酌しつつ、必要に応じて指定管理者とも相談しながら、利便性の向上に取り組んでまいりたい。」と答えています。

次に、2件目の学校給食の取り組みについては、2点の質問があり、まず、学校給食の目標等を明確化することについての質問には、「学校給食の目標は、健康の保持増進、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を養うこと、伝統的な食文化についての理解を深めることなどが学校給食法に示されており、この目標を達成するため、本市では栄養教諭による食に関する指導を実践するとともに、日本食を取り入れた献立づくりなどに取り組んでいる。江別の学校給食の指針等を定めるべきとの質問であるが、いわゆる学校給食の指針に関するもののうち、献立については、学校給食実施基準をもとに作成しており、衛生管理については、学校給食衛生管理基準や道教委作成の詳細なマニュアルを遵守することにより、安全性が確保されるものと考えている。なお、食材の選定に当たっては、これまでの基準を取りまとめ、指針として整理してまいりたい。」と答えています。

次に、江別市学校給食会理事会の公開と市民参加についての質問には、「給食会理事会の審議概要を保護者に給食センターだよりなどでお知らせすることを平成25年11月開催の理事会において承認し、その後、給食費の値上げ決定や収支決算報告などをお知らせしているほか、次回の理事会では会議の公開に向けても協議したいと考えている。現在、給食会理事会は、理事11名をもって組織され、構成員に保護者組織の市P連からの推薦で3名の方に理事として就任していただいていることから、教育委員会としては、適切に関係市民の参加を得ているものと考えている。」と答えています。

次に、3件目の性的少数者への理解と取り組みについても、2点の質問があり、まず、教育委員会における性的少数者への理解の必要性に対する考え方の質問には、「性的少数者は、周囲の心ない偏見や差別に苦しんでいることが考えられるので、人権を尊重し、自分らしく生きることのできる社会を作っていくため、学校においても性的少数者への理解を深めていくことが重要であると考えている。教育委員会としては、これまで、国や道の通知などを踏まえ、性同一性障害などの課題について、児童生徒の心情に配慮するなど適切に対応することとしてきたところであるが、今後も教職員や児童生徒に対し、性的少数者への理解の醸成を図りながら、適切に対応してまいりたい。」と答えています。

次に、学校における児童生徒に対する取り組みについての質問には、「学校から性的少数者に関する相談を受けた事例の報告はないが、教育委員会から学校に対しては、もし児童生徒や保護者から、性的少数者に関しての悩みの相談があった場合には、管理職を始め学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが協力し、実情を把握した上で教育相談を実施し、児童生徒の心情に十分配慮した対応を取ることや、必要に応じて関係医療機関と連携することなどの対応をとるよう周知している。また、本年1月には、道教委から教職員向け資料が配布されたことから、この資料を活用し、教職員の理解を深めるよう学校

齋藤教育部長	<p>長に促したところであり、今後も、学校に情報提供を行うなど、教職員の理解の向上を図ってまいります。」と答えています。</p>
長谷川委員長	<p>これに対して、干場議員からは、学校給食の取り組みについて、現行の組織を教育委員会からの諮問を受けた市民参加を含めた組織として運営していくべきとの再質問があり、答弁では、「これまでも教育委員会では、学校給食の安全・安心のため、国や道教委の通知や各種マニュアルに基づき、給食を提供してきたところであり、過去には、食器や箸の選定にあたり、市民参加も得た専門委員会を設置し、科学的な知見に基づき検討してきた経緯がある。今後においても、必要があれば、そのような検討組織を設置する考えは持っているが、通常の運営に関しては、先程も答弁したように、市P連から推薦いただいた3名を理事に含む給食会理事会において、給食費等の必要な審議をいただいております。適切に関係市民の参加をいただいているものと考えています。」と答えています。以上です。</p>
上野委員	<p>ただいま報告のありました「平成27年第1回江別市議会定例会の一般質問について」質問等がございましたらお願いします。</p>
長谷川委員長 郷委員	<p>質問ではないのですが、美術館の設置については、様々な課題が考えられることから、私は新たに設置することはなかなか難しいと考えています。</p> <p>また教職員住宅の件と学校給食会理事会については前も同じような質問があって、同じような答弁がなされていた気がします。</p>
齋藤教育部長	<p>他になにか質問等がございませんか。</p> <p>私も上野委員と同様に、新たに美術館を設置するよりも、今あるセラミックアートセンターの利用者増や内容の充実に重点を置いたほうが良いとの思いがあります。セラミックアートセンターには展示室もありますので、その充実を考えた方が良いのかなという気がしました。</p> <p>また、学校給食会についてですが、理事会の公開とは、傍聴も自由に出来て、なおかつホームページでも話し合ったことが閲覧できるということでしょうか。</p>
郷委員 長谷川委員長	<p>会議を公開するという点については、郷委員のおっしゃった通り、傍聴ができるということであり、また会議が行われる時期などについてもホームページなどでお知らせするという点です。</p>
佐々木生涯学 習課主幹	<p>分かりました。</p> <p>他に質問等はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告について終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>次に、報告事項(2)「第7期江別市社会教育総合計画の最終評価について」の報告を求めます。佐々木生涯学習課主幹をお願いします。</p>
	<p>第7期江別市社会教育総合計画は平成21年度から25年度を計画年度としておりました。この度、この計画年度を終了したことから江別市社会教育委員の会議におきまして、事業実施に対する点検評価を行いました。この点検評価結果を定例教育委員会に報告するものでございます。</p> <p>報告事項(2)第7期江別市社会教育総合計画の点検・評価結果について、ご説明申し上げます。</p> <p>「第7期江別市社会教育総合計画(H21～H25)成果指標一覧」をご覧ください。</p> <p>この表は、第7期江別市社会教育総合計画書に掲載しております「成果指標一覧」でございます。第7期の計画を推進するため、基本目標を4項目、基本施策を各3項目、基本施策ごとに最低1つ以上の成果指標を設定しております。</p> <p>成果指標には、「第5次江別市総合計画・後期基本計画」で基本事業に対応して設定した指標を用いるとともに、施策体系に合わせた指標の設定を行っております。さらに、成果指標の根拠となる算定式、現状値は平成19年度、目標値は計画最終年度の平成25年度としております。</p> <p>この表の成果指標欄に記載しております20項目の指標につきまして、計画最終年度である平成25年度の事業実績値と目標値との比較をもとに、社会教育委員から評価及び意見をいただいております。</p> <p>具体的な表の見方をご説明いたしますと、成果指標欄の1番「地域子育てサービスの利用者数」をご覧ください。「地域子育てサービスの利用者数」の実績値である平成25年</p>

佐々木生涯学習課主幹	<p>度の利用者数は、18,029人、目標値は、17,000人です。実績値が目標値を上回っておりますことから、右肩上がりの矢印で表示しております。</p>
長谷川委員長	<p>社会教育委員の評価は、3段階評価による評価Aが10人と高い評価となっており、意見につきましても、記載のとおり「子育てサービスの充実が図られている」等、ほぼ目標を達成しているという内容でございます。</p> <p>以下、成果指標20番まで、同様に評価内容を記載しております。</p> <p>3ページの最下段には、成果指標20項目の3段階評価ごとの数及び比率による集計結果を記載しております。評価Aが13項目、Bが8項目となっております。以上でございます。</p>
橋本委員	<p>ただいま報告のありました「第7期江別市社会教育総合計画の最終評価について」質問等がございましたらお受けします。</p>
佐々木生涯学習課主幹	<p>地域子育てサービスの利用者というのが1番目にあるのですが、具体的にはどのようなものですか。</p> <p>これは子育て支援センターの育児相談件数や問合せ件数、サークル活動や子育て支援センターで実施した事業への参加者、子育てサロンや青空子どもの広場への参加者の人数を合計したものです。</p>
橋本委員 長谷川委員長 郷委員	<p>分かりました。</p> <p>他に質問等はございませんか。</p> <p>1ページ目の児童センター利用者数のところで、数値が目標値より下がっていますが、老朽化した児童センターの建て替えなどは考えていますか。</p> <p>例えば東光町の児童センターは老朽化して20年以上経っています。また、江別太小学校では萌えぎ野を中心とした地域に子ども達が住んでいるため、東光町の児童センターを利用するには場所が遠いという問題があります。</p> <p>児童センターの立地条件や老朽化による建て替えなどについての検討などは考えているのでしょうか。</p>
佐々木生涯学習課主幹	<p>児童センターについては、所管が子育て支援室になるのですが、当初は、各中学校区に1つ作るという考えで設置したとのことであり、また、現在の児童センターを維持するという方向で動いていると聞いております。</p> <p>今回の数字が減った理由は、児童センターの利用者の中で放課後児童会という、放課後、親御さんがいないので児童センターで預かるという事業があるのですが、民間開設の児童会が増えたことで児童の来館が減少したことと、もうひとつ、日中、児童生徒が利用しない時間帯で、子育てサークルの利用があったのですが、近年子育て支援センターなどの整備が整ったことで、利用者がそちらに流れたことが理由であると聞いております。</p>
郷委員 長谷川委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に質問等はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、本報告については終了してよろしいですか。</p> <p>(一同了承)</p>
佐々木生涯学習課主幹	<p>次に、報告事項(3)「第4期江別市スポーツ振興計画の最終評価について」の報告を求めます。佐々木生涯学習課主幹お願いします。</p> <p>第4期江別市スポーツ振興計画は、その計画年次を平成17年度から平成26年度としておりましたが、第6次江別市総合計画や江別市学校教育基本計画、江別市社会教育総合計画と計画年次を合わせることで、第5期の計画につきましては1年前倒しして、平成26年度からのスタートとなりました。</p> <p>このため、第4期計画は平成25年度をもって計画年次が終了しましたので、江別市スポーツ推進審議会において点検評価を実施いたしました。これらの点検評価結果を定例教育委員会にご報告するものであります。</p> <p>報告事項(3)第4期江別市スポーツ振興計画の点検・評価結果について、ご説明申し上げます。</p> <p>「第4期江別市スポーツ振興計画(H17~H26)施策体系図」をご覧ください。</p> <p>これは、第4期江別市スポーツ振興計画書に掲載しております施策体系図でございます。</p> <p>第4期の計画を推進するため、推進目標、基本方針、4項目の重点目標、それぞれに推</p>

佐々木生涯学 習課主幹	<p>進項目を1～2項目、推進事項を各2～3項目、推進取組事項を各2～5項目設定しております。</p> <p>この計画は計画期間が10年という長期の計画のため、体系図右端の「推進取組事項」までの記載に留め、点検・評価に要する成果指標及び目標値は設定しておりませんでした。従いまして、点検・評価にあたりましては、平成23年度に評価を行った際と同様、体系図右端の「推進取組事項」の各項目に市が実施しているスポーツに関する事務事業及び江別市スポーツ振興財団が実施している事業を当てはめ、更に指標となり得る参加者数などを成果指標として設定し、評価を実施いたしました。</p> <p>この方法で評価を実施したものが、次の表の報告事項(4)「第4期江別市スポーツ振興計画事業評価表(総合評価)」でございます。</p> <p>表の内容をご説明いたします。</p> <p>表の左の、事業名欄のうち、黒星(★)印を付けている項目は、江別市スポーツ振興財団が実施している事業であります。</p> <p>事業内容、対象のほか新たに設定した成果指標、計画初年度である平成17年度と平成25年度の成果指標の推移、江別市スポーツ推進審議会委員による評価及び意見を表の一覧に表しております。</p> <p>具体的に表の見方を説明いたしますと、事業名の一番上、★「親子健康教室つばさ」の場合、対象は3才～5才児とその保護者で、成果指標は参加者数とし、平成17年度は延べ560組、平成25年度は延べ720組という結果です。この数字を比較し、成果指標の推移欄には、上向きの矢印を記載しております。単純に数字だけの比較ですと、160組の増となりますが、平成25年は17年に比べ、対象年齢の3～5才児は約600人の人口減となっておりますので、人口比率を加味しますと、さらに増加している結果となります。</p> <p>スポーツ推進審議会委員の評価は、3段階評価による評価Aが10人、評価Bが1人、また意見については記載のとおりでございます。</p> <p>以下、成果指標64番まで、同様に評価内容を記載しております。</p> <p>3ページの最下段には、集計結果として、成果指標64項目の3段階評価ごとの数及び比率を記載しております。</p> <p>評価Aが21項目、Bが43項目となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま報告のありました「第4期江別市スポーツ振興計画の最終評価について」質問等がございましたらお受けします。</p> <p>総合型地域スポーツクラブのきらりが平成26年度に解散ということですが、いつ決まったのでしょうか。</p> <p>平成26年の4月に行われた総会で決定となりました。</p> <p>それは委員の中で決まったのでしょうか。</p> <p>総会時に委員の皆さままで検討して決まりました。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>この評価については、ホームページなどに掲載されますか。</p> <p>スポーツ推進審議会自体が検討した内容をホームページに載せておりますので、この評価もホームページに掲載されます。</p> <p>斜めになっている書体で記載されている箇所が2ページ目の(9)などにありましたので、ホームページに掲載するのであれば、修正をお願いします。</p> <p>修正致します。</p> <p>他にありますか。</p> <p>(13)の体育施設開放事業は土曜開放のことだと思うのですが、利用者が減少していますけれども、市内で10校やっている中で地域性はありますか。すごく少ないところとすごく多いところがあるなど、地域によるばらつきはありますか。</p> <p>体育施設開放事業は学校週休2日制に合わせて平成5年から開始した事業ですが、週休2日制も定着し、土曜日午前中の子どもの居場所も確立されてきています。ただ、学</p>
長谷川委員長	
郷委員	
佐々木生涯学 習課主幹	
郷委員	
佐々木生涯学 習課主幹	
長谷川委員長	
上野委員	
佐々木生涯学 習課主幹	
上野委員	
佐々木生涯学 習課主幹	
長谷川委員長	
橋本委員	
佐々木生涯学 習課主幹	

佐々木生涯学習課主幹 長谷川委員長	校により利用のばらつきがあることが利用者の減少の原因となっていると思われますので、学校からの周知強化などの協力を要請していきたいと考えております。
大村総務課長	<p>他にありますか。 (質疑なし) それでは、本報告については終了してよろしいですか。 (一同了承後) 続いて、2の審議事項に入ります。 平成27年議案第9号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の制定について」、及び平成27年議案第10号「江別市教育委員会教育長の職務代理に関する規程を廃止する規程の制定について」、以上2件についての一括説明を求めます。大村総務課長お願いします。</p> <p>平成27年議案第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の制定について、及び議案第10号江別市教育委員会教育長の職務代理に関する規程を廃止する規程の制定について、一括して提案理由をご説明いたします。</p> <p>まず、議案第9号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い新たな教育委員会制度に移行することから、関連する規則について所要の改正を行うものであります。</p> <p>資料2ページは改正規則本文であります。</p> <p>資料6ページ以降は新旧対照表です。左側は改正前で、右側が改正後であり、下線部分が改正となる部分です。</p> <p>次に、議案第10号江別市教育委員会教育長の職務代理に関する規程を廃止する規程の制定について、ご説明いたします。</p> <p>廃止理由は、これまで、教育長に事故があるとき、又は欠けたときのためにあらかじめ定める職務代理者は、教育委員会が事務局の職員を指定してきましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、今後は教育長が教育委員を指名することになり、当該規程を廃止する必要が生じたためであります。</p> <p>なお、これら2件の規則等は、附則におきまして、施行日を平成27年4月1日としておりますが、経過措置により現教育長が引き続き在職している間は適用せず、改正前の規則がなお効力を有することとなっております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたら、一括してお受けいたします。 (質疑なし) それでは、平成27年議案第9号及び議案第10号について、承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。</p>
大村総務課長	<p>次に、平成27年議案第11号「江別市教育委員会事務局組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」及び平成27年議案第12号「江別市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程の制定について」、以上2件についての一括説明を求めます。大村総務課長お願いします。</p> <p>議案第11号江別市教育委員会事務局組織に関する規則及び江別市少年指導センター規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第12号江別市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程の制定について、一括して提案理由をご説明いたします。まず、議案第11号につきましては、教育部の組織変更に伴い、関係規則の所要の改正を行うものであります。</p> <p>資料2ページは改正規則本文であります。先に、平成27年4月1日付け人事異動の内示がありました。教育部内の事務分掌の見直しに伴い、参事（特別支援教育担当）及び参事（学校教育支援担当）が統合され教育支援課となり、総務課には参事（教育政策担当）が新設されます。</p> <p>資料4ページ以降は、新旧対照表であります。</p>



大村総務課長	<p>教育部の組織変更にかかる改正につきましては、第2条では、学校教育支援室に「教育支援課」を追加しております。</p> <p>5ページの第6条では、総務課の事務分掌を追加しております。</p> <p>7ページでは、学校教育支援室等の事務分掌を削除し、教育支援課を追加しております。</p> <p>9ページでは、「学校教育支援を担当する参事」を「教育支援課長」に改めております。</p> <p>次に、議案第12号江別市教育委員会事務専決規程等の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。</p> <p>改正理由は、教育部の組織変更等に伴い、関係規程の所要の改正を行うものであります。</p> <p>資料2ページは改正規則本文であります。</p> <p>資料4ページ以降は、新旧対照表であります。</p> <p>教育部の組織変更にかかる改正につきましては、7ページに、教育支援課長の事務を追加しております。</p> <p>8ページから9ページにかけて、総務課参事（教育政策担当）の担当事務を追加し、参事（特別支援教育担当）及び参事（学校教育支援担当）の担当事務を削除しております。</p> <p>なお、これら2件の規則等は、附則におきまして、施行日を平成27年4月1日としております。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたら、一括してお受けいたします。</p>
上野委員	<p>総務課の事務分掌の「学校施設耐震化の推進に関する事」について、今進めているところかと思うのですが、江別第一中学校と江別太小学校の耐震化工事が終わった段階で削除する予定なのか、それとも第一小学校が出来て全ての学校関係の耐震化工事が終わってから削除するのか、どちらでしょうか。</p>
大村総務課長	<p>まだ正式は決まっておりませんが、現在のところは改築校、統合校の工事が終了した時点でと考えております。</p>
長谷川委員長	<p>他にないでしょうか。</p> <p>（質疑なし）</p>
	<p>それでは、平成27年議案第11号及び議案第12号について、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（一同了承）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
	<p>次に、平成27年議案第13号「江別市立学校に勤務する教育委員会職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」の説明を求めます。大村総務課長お願いします。</p>
大村総務課長	<p>議案第13号江別市立学校に勤務する教育委員会職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の制定について、ご説明いたします。</p>
	<p>改正理由は、土曜日に行う学校行事にかかる週休日の振替について、教育委員会が任命する職員である学校業務主事も教職員と同様に振り替えることができるように改正を行うものであります。</p>
	<p>資料2ページは改正規則本文であります。</p>
	<p>資料3ページは、新旧対照表であります。</p>
	<p>なお、附則におきまして、施行日を平成27年4月1日としております。</p>
	<p>以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。</p>
長谷川委員長	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>（質疑なし）</p>
	<p>それでは、平成27年議案第13号「江別市立学校に勤務する教育委員会職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>（一同了承後）</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p>
	<p>次に、平成27年議案第14号「江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定に</p>

長谷川委員長  
伊藤学校教育  
課長

について」の説明を求めます。伊藤学校教育課長お願いします。

議案第14号、江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明します。

1ページをご覧ください。

1「改正理由」であります、(1)として、主任等の担当する校務を主幹教諭が担当することができる場合は、教務主任などの主任等を置かない取扱いが可能となるよう改正を行うものであります。

(2)として、江別市学校管理規則第19条において、校長が感染症に係る出席停止を指示した場合に教育長あてに指示した旨の報告を行う報告義務があり、その際の報告事項を学校保健安全法施行規則第20条で定める報告事項と一致させるため、様式の改正を行うものであります。

(3)北海道人事委員会から、北海道立学校に勤務する教職員への太陽光電気の販売に係る自営の範囲や許可基準など、営利企業等従事に係る許可基準が明確化されるとともに、営利企業等従事許可願の様式が改正されたことから、江別市立小中学校に勤務する教職員においても同様な対応となるよう様式の改正を行うものであります。

2「改正規則」の内容につきましては、2ページから13ページに記載のとおりであります。

詳しくは新旧対照表に基づき説明いたしますので、14ページをご覧ください。

ページの左側が改正前、右側が改正後であります。

下線のある部分が、改正の合った箇所を示しております。

右側の改正後の第4条の2をご覧ください。

第1項の次に、先ほどの改正理由の(1)の「主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、当該教諭の整理する校務を担当する主任を置かないことができる」という規定を新たに追加するものであります。

その他は、この追加に伴い、第2項以下を1項ずつ繰り下げる改正であります。

第7条及び第8条は、表の左の改正前「第4条の2第2項」を、表の右側の改正後「第4条の2第3項」に改正するもので、第4条の2の項の追加に伴い、繰り下げられた項に対応するようにするものであります。

第42条は、表の左の改正前「第19号様式の3」を、表の右側の改正後「第19号様式の5」に改正するもので、様式の追加に伴うものであります。

15ページをご覧ください。先ほどの改正理由の(2)の校長が感染症に係る出席停止を指示した場合の報告事項を学校保健安全法施行規則第20条で定めるものと一致させるため、様式の改正を行うものであります。

左側の改正前の表では「学年・組」、「罹患者名」、「病名」、「出席停止期間」及び「備考欄」となっておりますが、右側の改正後の表では、「感染症名」、「指示年月日」、「出席停止させた児童生徒等の学年別人数」及び「参考事項」に改正します。

16ページをご覧ください。先ほどの改正理由の(3)営利企業等従事許可願の様式の改正を行うものであります。

様式につきましては、北海道教育委員会が定める様式と同様に改正するものであります。第19号様式は、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員を兼ねる場合の様式であります。右側の改正後では、「5番」から「7番」の項目を新たに追加するものであります。

18ページをご覧ください。第19号様式の2は、営利を目的とする私企業を営む場合の様式であります。右側の改正後では、「9番」から「15番」の項目を新たに追加するものであります。

20ページをご覧ください。第19号様式の3は、報酬を受けて事業または事務に従事する場合の様式であります。右側の改正後では、「事業形態」を改正前においては、「2 従事しようとする事業または事務」から改正後では「1 従事しようとする団体又は機関」に変更するとともに、「5番」から「7番」の項目を新たに追加するものであります。

22ページをご覧ください。第19号様式の4は、不動産等の賃貸等を行う場合の様式であり、今回新たに規定するものであります。

24ページをご覧ください。第19号様式の5は、太陽光電気の販売を行う場合の様式であり、こちらも今回新たに規定するものであります。

伊藤学校教育課長	<p>なお、他の下線の改正については、文言の整理等であります。また、附則の中で、この規則は、平成27年4月1日から施行することとしております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
長谷川委員長 上野委員	<p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 公務員が別収入を得る場合、(3)の件についてですが、今までに許可願いを出して、こうした収入を得ていた教職員はいるのでしょうか。</p>
伊藤学校教育課長	<p>江別市内では許可願いが出たことはございません。 なお、こうした許可願いを必要とするのは、10キロワット以上の電気を販売する場合を道教委では想定しております。一般住宅で通常売電する場合は3キロから4キロワットと言われておりますので、通常の一般家庭で売電する場合は該当にならない場合が多いかと思えます。</p>
長谷川委員長	<p>不動産の場合、自分が意図しなくても親から相続する場合がありますが、そうした例も今までなかったのでしょうか。</p>
伊藤学校教育課長	<p>昨年度1件、親から不動産を相続した事例はあります。 ただし、人事院規則に基づいて道教委も同様の措置を行っているのですが、営利企業従事となるのは、独立した家屋を5棟以上賃貸する場合、あるいは、アパートであれば10室以上賃貸する場合と規定されておまして、昨年不動産を相続した方については、その規程に該当しなかったため、営利企業従事ではないとしております。 ある程度まとまった不動産を貸して収入を得るといった場合に営利企業従事の届け出が必要となります。</p>
長谷川委員長	<p>考え方として、例えば、今伺った基準以上の不動産を親から相続して賃貸収入を得ていた場合でも、管理を全部外部に委託して、日常勤務に差し支えないということであれば、許可はする方向になるのでしょうか。</p>
渡部教育部次長	<p>親の不動産を相続するということは多々あるのですが、基本的には財産権というものが認められておりますので、教職員でも相続することに支障はないです。 大きいアパートになりますと管理運営を自分でできませんので、家族がする場合もありますし、また大きい建物になりますと管理会社に委託する場合があります。基本的には通常業務に支障のない限り、その方の状況を鑑みながら、営利企業従事の許可願いについては認める方向で対応していきます。</p>
長谷川委員長	<p>わかりました。</p>
月田教育長	<p>他に何かありますでしょうか。</p>
上野委員 月田教育長	<p>15ページの表ですが、今まではインフルエンザにかかった場合は、子どもたちの名前を全部記入して出してもらっていましたが、これが大変だということで、簡素化することになりました。これからは、学校の作業が軽減されると思います。 人数だけ記載するのでしょうか。小学生1年生なら何名というように。 そのとおりです。</p>
長谷川委員長	<p>先ほどの売電のことも、普通の家の屋根についているものはほとんど関係しないです。 また、アパートや部屋もかなりの数を持っていないと関係しません。教職員が自宅を貸すというような場合には該当しませんので、営利企業従事の許可を申請する人はほとんどいないと思われます。</p>
長谷川委員長	<p>他に何かありますでしょうか。</p>
伊藤学校教育課長	<p>それでは、平成27年議案第14号「江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、平成27年議案第15号「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について」の説明を求めます。伊藤学校教育課長お願いします。 平成27年議案第15号、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について、ご説明します。 こちらは、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について、承認を求めるものであります。 1ページをご覧ください。 1「変更理由」であります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の</p>

伊藤学校教育課長	<p>一部を改正する法律の施行に伴い、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部を変更することが必要なため、所要の改正をするものであります。</p> <p>現在、市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書については、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときには、採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとする、いわゆる共同採択制度を採用しています。江別市は、札幌を除く石狩管内の7市町村で、第1地区教科用図書採択教育委員会協議会で教科用図書の共同採択を行っており、関係法令の改正に伴い、共同採択における既定の整備を行う必要があります。</p> <p>2「変更内容」であります。大きくは2点です。</p> <p>1点目は、採択協議会の名称、設ける市町村の教育委員会、教科用図書の選定方法等について新たに規定するものであります。</p> <p>2点目は、選定した教科用図書の通知、議事録及び資料の公表について新たに規定するものであります。</p> <p>3「変更規約」であります。変更後の規約を2ページから4ページに記載してあります。変更内容につきましては、新旧対照表に基づき説明いたしますので、5ページをご覧ください。ページの左側が変更後、右側が変更前であります。</p> <p>下線のある部分が、変更のあった箇所を示しております。</p> <p>左側の変更後の第1条は、「協議会の名称」を新たに規定するものであります。</p> <p>第2条は、「協議会の目的」を規定するように変更するものであります。</p> <p>第3条は、「協議会を構成する市町村」を新たに規定するものであります。</p> <p>第4条は、「委員の選出、要件、任期」を規定するものであります。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>第9条は、「教科用図書の選定の方法」を新たに規定するものであります。</p> <p>第1項では、教科用図書の選定は、委員全員の一致によって決すると規定し、第2項以下においては、協議が調わない場合の取扱いについて規定しております。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>第10条は、「選定した教科用図書を構成する市町村に通知」について、規定しております。</p> <p>第12条は、協議会の議事録や採択にかかわる資料を構成する市町村において公表することを新たに規定するものであります。</p> <p>そのほかについては、文言の修正や条文の異動に伴う変更であります。</p> <p>最後に、附則の中で、「この規約は、平成27年4月1日から施行する」こととしております。説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。</p> <p>質問ではないのですが、新旧対照表について、変更前が右、変更後が左に記載されています。変更前が左、変更後が右に記載されていることに慣れていただきますので、以後、そのように記載するようお願いいたします。</p>
長谷川委員長 上野委員	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、平成27年議案第15号「第1地区教科用図書採択教育委員会協議会規約の一部変更について」を承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>次に、平成27年議案第16号「江別市少年育成委員の補欠委員の委嘱について」の説明を求めます。金子参事お願いします。</p>
長谷川委員長	<p>議案第16号江別市少年育成委員の補欠委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>江別市少年育成委員につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの任期で委嘱しているところです。現在、欠員が生じておりますことから、江別市少年指導センター規則第3条の規定により、補欠委員の選考事務を進めてまいりました。</p> <p>このたび、議案に記載したように2名の補欠委員を委嘱することと致したいので、よろしくご審議のうえご承認をお願いいたします。</p> <p>委員の任期につきましては、次期改選までの残任期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、今回の変更後の新しい江別市少年育成委員の名簿は次のページ</p>
金子学校教育支援室参事	<p>委員の任期につきましては、次期改選までの残任期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとし、今回の変更後の新しい江別市少年育成委員の名簿は次のページ</p>

金子学校教育 支援室参事 長谷川委員長	<p>に記載のとおりです。以上です。</p> <p>ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、平成27年議案第16号「江別市少年育成委員の補欠委員の委嘱について」を承認することにご異議ありませんか。 (一同了承)</p> <p>それでは、そのように承認いたします。</p> <p>続いて、3のその他に入ります。次回定例教育委員会予定案件及び日程について説明願います。</p>
大村総務課長	<p>次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、平成27年度学校選択制にかかる入学状況について」などを予定しております。</p> <p>また、次回、定例教育委員会の日程でございますが、4月24日金曜日、午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 (異議なし)</p>
長谷川委員長	<p>今ありましたように、次回の定例教育委員会を4月24日金曜日、午後2時からということよろしいですか。 (一同了承)</p> <p>では、以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。</p> <p>(閉会)</p>

終了 午後3時13分

署名人（委員長） 長谷川 清明

署 名 人 郷 早見